

## 第12回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年5月21日（月）13：30～17：00
2. 開催場所：日本電気協会 4階 C会議室
3. 参加者（順不同、敬称略）
  - 委員：芹澤（東京電力）、岩崎（関西電力）、早川（北海道電力）、田中（中国電力）、  
福田（日本原電）（計5名）
  - 委員代理者：三木（東北電力・飯塚）、増田（北陸電力・笈田）、門田（四国電力・長尾）、  
堤（九州電力・田尻）（計4名）
  - 欠席：霜垣（中部電力）（計1名）
  - 常時参加：斉藤（東京電力）（計1名）
  - オブザーバ：渡邊（電源開発）、山本（日本原子力研究開発機構）、平石（原子力安全・保安  
院）（計3名）
  - 事務局：大東、長谷川（日本電気協会）（計2名）
4. 配付資料
  - 資料12-1 防災対策指針検討会 委員名簿
  - 資料12-2 第11回防災対策指針検討会 議事録（案）
  - 資料12-3 第11回運転・保守分科会 議事録（案）
  - 資料12-4-1 原子力安全委員会 防災指針改正への対応（案）
  - 資料12-4-2 「原子力施設等の防災対策について（改訂案）」に対する意見について（回答）  
（案）
  - 資料12-4-3 JEAG-4102 「原子力発電所の緊急時対策指針」 検討表
  - 資料12-4-4 防災指針「異常事態連絡様式」廃止に伴う対応について（ドラフト）
  - 資料12-5-1 原子力発電所の緊急時対策指針（本文案）JEAG4102-200X
  - 資料12-5-2 JEAG4102-200X 解説（案）
  - 資料12-5-3 JEAG4102で用いる用語の定義（案）
  - 参考資料1 第24回原子力規格委員会 議事録（案）
  - 参考資料2 第19回基本方針策定タスク 議事録（案）

## 5. 議事

### （1）会議定足数の確認について

委員総数10名に対して本日の出席委員数は、代理委員も含めて9名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。また、事務局より、資料12-1に基づき、四国電力の長尾委員が退任され、新委員候補として高橋様の紹介があった。次回の運転・保守分科会で承認を得る予定。

### （2）代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

事務局より、上記代理出席者及びオブザーバ参加者の紹介があり、芹澤主査より会議参加

が承認された。

(3) 前回議事録(案)の承認, 第11回運転・保守分科会及び第24回原子力規格委員会 議事録(案)の紹介

事務局より, 資料12-2に基づき, 前回の検討会議事録(案)が紹介され, 本内容で承認された。

また, 資料12-3及び参考資料1,2に基づき, 前回運転・保守分科会及び原子力規格委員会の議事録(案)のうち, 本検討会に関する事項が紹介された。主な議事内容としては, 検討会委員変更の承認, 活動計画の承認, 策定規格の中間報告, 基本方針策定タスクの検討状況であった。

(4) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

1) 原安委・防災指針改訂に伴う対応

岩崎副主査より, 資料12-4-1～12-4-4に基づき, 原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(以下, 防災指針)改訂に当たってのJEAG4102改定への対応状況, 検討表等についての説明があった。

議論の結果, 資料12-4-3 JEAC4102 検討表に新たに追加された, 以下の3項目のJEAG4102への反映要否が了承された。(○: 要、×: 否)

異常事態通報様式については, 提示した簡略化案に対する本日のコメント以外にコメントがあれば23日までに芹沢主査, 岩崎副主査に送付することとした。

- ・ 原子炉施設の従事者の健康不安, メンタルヘルス対策 ○
- ・ 安定ヨウ素剤の服用 ×
- ・ 異常事態通報様式 ○

主な意見・質疑は以下のとおり。

a. 原子炉施設の従事者の健康不安に対する措置で, 要員の業務のローテーションの明確化とあるが, 現実には予めローテーションを決めておくことができるのか, 緊急事態が起きた時にローテーションできるほどの要員を確保できるか。

この表記は世間に注目されているという意味合いで, 災害対策を行うに当たって望ましいことはどういうことか, という観点での記載である。JEAGにはできないことは記載できないので, 別途検討する。

b. 安定ヨウ素剤のアレルギー性の調査を行っている事業者もあるが, 服用の効果が不明な点もある。ヨウ素剤の服用が防護対策の補完ではあっても主体にはならない。服用の目安については記載の必要性はなく, 優先的なものでもないので, JEAGへの反映は不要と考える。

c. 連絡様式を簡略化するというニーズは, 事業者間での共通認識であるのか。

資料12-4-4は2月に電事連を通じて各事業者から出されたものであるので, 事業者間での共通認識であると考え。この様式をだれが, どういう目的・活用を考えて作ったのか不明で, 事業者の中でも疑問は出ている。

d. 連絡様式を見直すことはよいが, 作業を具体的にどうするか。

具体的な簡略化としては, 各様式を1枚程度にまとめることである。これまでの防災

訓練では原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）第 25 条報告はほとんど活用されなかった。

各事業者にコメントを求めていながら、関係機関の委員会にも検討を依頼しながら進めたい。そのため時間はかかるかもしれない。

連絡様式は各事業者の様式が異なることから、JEAG には記載例として解説に記載する。

e. この通報様式にあるデータが本当に必要なのか、自治体に対してデータの活用について確認が必要ではないか。

防災指針に従っているだけで、何のためにデータが必要なのかが不明。これまでの訓練の反映を踏まえた活用される様式にすべき。自治体への確認は事業者マターか。

f. 連絡様式の応急措置の概要（プラントの状況）で、放出状況の全 α 核種、全 β 核種の測定値が必要か。

測定バックグラウンドになるものなので、理由を明確にして削除する。

g. 県によっては、連絡様式の全てが地域防災業務計画に定められているところがある。

防災指針の様式が廃止され、JEAG がその様式例として示すことになる。地域防災業務計画への様式は自治体の判断になるが、従来どおり盛り込むのであれば、JEAG がベースになるが、あくまでも様式例である。

## 2) JEAG4102 改定案の前回検討会コメントの対応

岩崎副主査より、資料 12-2,12-5-1～12-5-3 に基づき、前回検討会議事録（案）のコメントに対する反映状況の説明があった。

議論の結果、持ち帰り検討として、構成等に係る大きなコメントについては 23 日までに、その他のコメントについては 1 ヶ月内を目途に、それぞれ芹沢主査、岩崎副主査に送付することとした。

a. 「被ばく者」「被ばく患者」「負傷者等」の使い分けをどうするのか。

法律用語であれば「被ばく者」だが、原爆のイメージがあり使いたくない。

「被ばく者」を使わないと、発電所では被ばくがなく、敢えて避けているようにも取られる。また、負傷した人はみんな「被ばく者」だと見る人もいる。

全体の中で整理していきたい。

b. 緊急事態の定義は、事業所外へ放射性物質が放出された事態となっているが、放射性物質が放出される前でも緊急事態と読めるようになっていたのではないか。それが原災法第 15 条の定義につながるのではないか。

定義が「放射性物質が放出された事態」ということで、「された」でなければ放出される前も緊急事態と読める。その部分が混乱しないように「蓋然性」（がいぜんせい）を適用している。

原災法では、緊急事態に至らなくても災害拡大防止を図る時には蓋然性を適用している。例えば、第 15 条のプラント事象に至った場合、放射性物質が放出されないのに緊急事態としているのは蓋然性を適用しているからである。

c. 記録の部分で、点検記録の様式などは統一していくのか。

対外機関への事後対策記録は統一していくことになる。他の記録も QMS でも求めら

れることなので、どこまで記載するかは別として記載していくことになる。防災業務計画の様式も JEAC には記載しなくてはならないだろう。

d . 1.1 目的の「原子力防災対策活動」とはどんな活動か、広範なイメージがする。

この言葉にしたのは、原災法第 10 条から事後対策までの災害対策活動と未然防止及び点検・整備を含めたものであるが、この目的の内容では未然防止は不要であることから、「原子力災害対策活動」に修正する。

e . 資料 12-5-3 定義のロジック図は本文に付けるのか。

本文は大括りで記載して、このロジック図は付けたらすれば解説を考えている。

f . 解説の内容と参考の記載内容に違いはあるのか、解説としてまとめてはどうか。

分かりやすくするというところで検討し、整理する。

( 5 ) その他

1 ) 事業所外運搬については、電事連の検討委員会を通じて確認していくこととする。

2 ) 次回検討会の日程は、原災法改正の動きを見ながら別途調整することとなった。

以上